

令和7年度第2回滋賀県契約審議会 議事概要

1 日時

令和8年2月18日（水） 14時00分～16時00分

2 場所

県庁本館4階 4-A会議室

3 出席委員

工藤委員、熊本委員、高坂委員、住田委員、中田委員、廣川委員、山下委員（50音順）

（欠席：土山委員）

4 議事概要

- (1) 議題 滋賀県の契約に関する取組方針等の改定案について  
資料1に基づき事務局から説明を行った。

（意見等）

○委員

全体の方向性は妥当だと感じた。価格転嫁が進まないと、賃金引上げや人材確保にしわ寄せが来るケースが多い。今回、契約金額見直しについて誠実に協議することを明確化する点はとても重要。協議してもよいのだと事業者が分かるように、この制度の周知が必要。

人権尊重を取組方針に位置づけることはとても意義がある。ただし、中小企業では、人権方針や社内体制を整えるための資源が限られているのが実情。過度な負担とならないように、具体的な支援策とセットで進めていくと実効性が高まるのではないかと。

○委員

労働力不足のない業界はないぐらい、どの企業も困っている。今後は、契約の履行確保のためには、契約金額の変更だけではなく、契約期間の延長や契約の内容変更等、各項目を協議することが必要ではないかと。

人権尊重について、改定案は、契約の相手方に対して人権を尊重するように求める形だが、人権侵害に敏感な企業は、深刻な人権侵害が起きたときは契約自体の解除を協議することを契約条項に入れるなど、一歩進んだ取組をしている。深刻な人権侵害の定義や、どの段階で協議するか等問題はあるが、県においても、そのような対応を検討してはどうか。

指標について今後は、目指す水準という概念に変えることに賛同する。

国土交通省調べによる社会保険加入割合が令和6年度は99%となっているが、残りの1%は加入しなくてもよい事業者なのか。滋

- 賀県が調査した数字はないのか。
- 事務局 国土交通省の調査の詳細について確認する。なお、県の契約では、入札参加資格者名簿への登録申請時に、社会保険への加入を確認している。
- 委員 グリーン入札の実施割合の目指す水準を75%以上としているが、どのように算出したのか。
- 事務局 この3年間の実績の平均を目安としている。この水準を保ち、下がらないようにしてまいりたい。
- 委員 予定価格の公表に関して、建設工事等業務委託以外の業務委託とはどのようなものなのか。
- また、予定価格の事後公表を検討するとのことだが、ダンピングが生じるおそれはないのか。
- 事務局 イベント開催、調査研究、システム開発等、様々な委託がある。後ほど資料2でもご報告するが、予定価格の事後公表は段階的に進めることとしており、以後の入札等に支障が生じるような案件については、公表は難しいと考えている。
- 委員 今回の改定で、適切な価格転嫁推進について、協議の対象とする「予期することのできない事情」の範囲を広げることはいいと思う。ただし、個人事業主など、なかなか協議を言いだしにくい事業者もいるので、県側の意識付けや配慮を行い、フォローする必要があるのではないか。
- ビジネスと人権について、各社は人権調達ガイドラインの策定を進めており、我々のグループでは取引先に、ガイドライン策定を確認するアンケートをとり、できる限り策定するようお願いをして、策定している取引先を広げていくという取組をしている。そのような取組の状況を、指標に設定できればよいのではないかと。
- 委員 契約金額が不相当となったときの協議について、今回、庁舎管理業務委託以外の業務委託についての項目を新設することだが、今までは協議していなかったのか。
- 事務局 庁舎等管理業務委託契約は、警備、清掃など長期継続契約の対象になっており契約期間が長く、期間中に費用の変動があるかもしれないので、契約金額の協議や変更の制度等を先行実施してきた。これら以外の業務委託についても、取組方針に項目として明記はしていなかったが、個別の対応は実施している。契約期間が長くないとはいえ、近年の物価や人件費等の急激な上昇は、予期することのできない事情とすべき状況もあるのではないかと考え、今回、取組方針に新たな項目として追加した。
- 委員 指標について、目指す水準という形とするのは見やすいし有効だと思う。この水準を大きく下回らないように維持していくことは大事。シルバー人材センターへの発注件数や障害者法定雇用率の達成割合についても、数値による水準を設定すべきではないかと。

- 事務局 これらの指標の目指す水準の設定については、関係課と調整し、良い案を出してまいりたい。
- 委員 人権尊重の取組はなかなか難しい。例えば、昨今は外国人労働者が増えているので、外国人労働者に対する教育を実施しているかを質問することも、指標の一つとなるのではないか。
- 事務局 人権尊重は幅が広く、障害者、高齢者、外国人等、様々なケースがあるので、どのような指標が良いのかを調整をしてまいりたい。現時点では、例えば、事業者調査に、人権尊重の基本方針を策定しているか、人権尊重の研修を実施しているか等、事業者が具体的に取り組みやすい内容を確認する質問項目を追加することを考えているが、関係課と調整してまいりたい。
- 委員 契約締結後の価格や期間の改定は、あまりにフレキシブルになりすぎると、契約をまず結んで後から変更すればよいという混乱が起きないか。
- 委員 企業間においても、大きな設備投資など長期間に渡る契約について、途中で異常が生じることがある。そうした契約は、予算を決めて社内の稟議決裁を得て実施しているので、担当者としては、それを守りたいという気持ちがどうしても働く。やはり、取引先の意見を聞くような仕組や、事情の変化があったらすぐに予算を調整できるようなフレキシビリティは必要なのではないか。
- 委員 実態に即して金額や納期を変更していくのはよいが、どのようにお互いが納得して変更するのかが気になる。後から交渉して変更すればよいという、安易な契約変更への歯止めも必要なのではないか。
- 事務局 取組方針の改定に先立ち今年度、業務委託契約書の標準書式に、特別な事情による契約金額の変更という条項を追記した。この条項は、予期することができない特別な事情による契約金額が不相当となったときは変更を求めることができるとしているが、同時に、当該申し出に当たっては、受注者は契約金額の変更が必要であることの資料を発注者に提出しなければならないとしている。協議の申し出には誠実に対応するという姿勢は持ちつつも、変更が妥当かどうかは、資料や協議によりしっかりと確認することが必要。
- 締結した契約をきちんと履行していただくのが大前提だが、契約書標準書式には元々、例えば、契約期間中に大規模災害が発生して契約履行ができない場合は、協議の上で解決するという条文が入っている。
- 今回の改定は、昨今の物価高、人件費高騰の局面でなかなか価格転嫁が進まない状況について、県の契約でどのように取り組んでいくかという新たな観点により、取組を追加している。
- 委員 指標の目指す水準は、数字で示す方が説得力も出てくると思う

が、シルバー人材センターへの発注は、件数だけよりも、件数と金額を合わせて設定すべきではないか。金額だけでは、物価と賃金が上がれば金額は自然と上がっていくし、件数だけでは、総額が同じでも細かく分ければ件数は増える。両方を見ていくのが妥当ではないか。

- 委員 「目指す方向または水準」といった表現でもよいのではないか。
- 委員 高齢者の雇用期間がより長くなるなど環境の変化があり、最近シルバー人材センターの登録者数が減っているとも聞くが、発注件数を指標としてよいのか。障害者施設応援企業の認定数も、十分な水準と言える数値を示すのは難しい。目指す数値を示すのが難しいものについては、増加方向とだけ示すのもよいと思う。
- 委員 法律で決まっている水準など最低限の数値を目標とするのか、県としてそれ以上を目指すのか、スタンスが難しい。指標については、事務局でも再検討してほしい。

(2) 報告事項 滋賀県の契約に関する取組方針の令和7年度の実施状況等について資料2に基づき事務局から説明を行った。

(意見等)

- 委員 取組方針142と147は、これから実施する予定とのことだが、「新たに実施した取組」となるのか。
- 事務局 令和7年度中に実施するものを「新たに実施した取組」と整理している。
- 委員 予定価格を公表できないのは、どのような案件なのか。
- 事務局 同内容で近接した時点で繰り返し入札を実施するような案件は、予定価格を公表すると、以後の入札の予定価格が類推されるおそれが高まるので、公表は難しいと考えている。  
公表できない類型も一部あるが、予定価格の事後公表が良い緊張感となり、最新の単価等を踏まえて予定価格を設定しようという意識が高まることを期待している。
- 委員 契約の期間は、どれくらいのものが多いのか。
- 事務局 単年度契約、つまり1年間が一般的。
- 委員 県の入札で比較するのは金額だけなのか。企業の契約では、契約時に費用を低く見積もって後から安易に追加するような契約を防止するために、例えば、人件費を何人・何日・何工数で算出しているのかを、3社程度で比較して妥当かを検討し、加えて技術力等も見て、高いけどこちらにしようとか、技術力もトータルで見て同じだったら安い方にしよう、といった見積比較を行う。県の入札においても、技術力等の要素も見て比較すべきではないか。
- 事務局 一般競争入札では、県側で必要な工数、人員等の積算を行った上

で予定価格を設け、仕様も示して、それに対して入札を行い、単純に金額のみで評価する。積算に当たって、参考見積という形で、積算の参考となる資料を事業者から頂戴することはあるが、入札前に見積や技術力を比較するということは実施しない。

見積金額以外の技術力も含めて総合的に評価をして事業者を選定する方法としては、総合評価一般競争入札という別の入札方式がある。また、企画提案型のプロポーザル方式で事業者を選定するという契約方法もある。

○委員 予定価格設定の透明性を高めるためであれば、1年前、2年前の案件でもよいからとにかく少しずつ公表する、というのも一つの考え方ではないか。また取組状況について報告してほしい。

○委員 技術力を反映する総合評価一般競争入札のような方法を拡大すると、県内事業者の企業努力が進み、技術力も向上していくと思う。

### (3) 報告事項 令和7年度事業者調査の結果について 資料3に基づき事務局から説明を行った。

(意見等)

○委員 電子請求関係は、調査結果からも導入できそうなので、ぜひ推進してほしい。

自由記述欄で貴重なご意見を沢山頂戴しているが、どのように対応していくのか。

○事務局 これまでから自由意見を踏まえて改善に取り組んできた。例えば、プロポーザルの公告期間が短いというご意見を踏まえて土日を含めずに日数を確保することとしたほか、電子契約ができるようにしてほしいというご意見を踏まえて、今年度から電子契約の本格運用を始めている。

今回のご意見の中でも、例えば、仕様書の中身が曖昧でわかりにくいというご意見があったので、庁内の研修における説明内容を、具体例を挙げる形としてはどうかなど、改善につなげられるよう取り組んでまいりたい。

○委員 自由記述欄の意見にどのように対応するかが非常に大事だと思う。今回、回答率を高めるのに苦労したとのことだが、アンケートを依頼するときに、これまでの結果を受けて、このような対応をしてきたということも添えると、回答率が上がるのではないか。

○事務局 ご指摘のとおりご意見が県の取組に活かされていると感じられないと、回答しようと思っただけでない。そこで本年度調査では、調査票の冒頭で、ご意見を踏まえた電子契約の導入等の取組を紹介したところ。来年度は、事業者からのご意見が県のこうした取

- 組につながった、改善したということを、分かりやすく説明するようなチラシを作成して同封できないかと考えている。
- 委員 アンケート郵送の宛先は、社長宛てなのか。
- 事務局 会社宛てに郵送しており、「事業者調査アンケート在中」と明記して、中身が分かるようにしている。
- 委員 会社宛てでは、他のダイレクトメールと混ざって処理されていて、回答率が上がらないのかもしれない。県が依頼するアンケート調査は、代表者宛てに郵送してもよいと思う。検討してほしい。
- 委員 別紙の意見を見ると、例えば、仕様の内容についてはプラス面とマイナス面があり、できている部門とできていない部門が分かれているのではないかと。そうした分析に基づき、できていない部門への教育や対応を行うと、県全体で総花的に取り組むよりも、効果があるのではないかと。
- 委員 電子契約の普及状況について、県内事業者が県外事業者よりもかなり低い。時間短縮効果も、県内事業者と県外事業者で倍ぐらいの差がある。県内事業者は、あまりメリットを感じていないのだろうか。
- 事務局 電子契約については、県でも今年度から本格的に導入したところで、これから普及していくと考えている。工事を除き、契約書を作成しなければならない契約が年間2,500件程度あり、その3割に当たる750件を、今年度の電子契約の目標件数とした。11月末時点で電子契約件数は950件となり、目標を上回っている。県の契約の相手方の多くは県内事業者だが、今後、電子契約の割合が増えていくのではないかと考えている。

以上